

仙台塩釜港港湾計画書(案)

－ 改 訂 －

平成 25 年 5 月

仙台塩釜港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

(仙台塩釜港)

- ・平成20年9月 第30回宮城県地方港湾審議会
- ・平成20年11月 交通政策審議会第33回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成22年6月 第32回宮城県地方港湾審議会

(石巻港)

- ・平成17年1月 第28回宮城県地方港湾審議会
- ・平成17年3月 交通政策審議会第13回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成21年10月 第31回宮城県地方港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成23年11月 第33回宮城県地方港湾審議会

の議を経た仙台塩釜港及び石巻港の港湾計画を改訂するとともに、松島港の港湾計画を定めるものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	仙台塩釜港への要請	1
2	計画の基本方針	3
II	港湾の能力	6
III	港湾施設の規模及び配置	7
1	公共埠頭計画	7
2	フェリー埠頭計画	9
3	旅客船埠頭計画	9
4	危険物取扱施設計画	10
5	専用埠頭計画	10
6	水域施設計画	11
7	外郭施設計画	13
8	小型船だまり計画	14
9	臨港交通施設計画	16
IV	港湾の環境の整備及び保全	18
1	廃棄物処理計画	18
2	港湾環境整備施設計画	19
V	土地造成及び土地利用計画	20
1	土地造成計画	20

2	土地利用計画	21
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	22
VII	その他重要事項	23
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	23
2	大規模地震対策施設計画	24
3	港湾の再開発	25
(1)	利用形態の見直しの必要な区域	25
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	25
(1)	放置等禁止区域の指定	25

I 港湾計画の方針

1 仙台塩釜港への要請

仙台塩釜港は、国際拠点港湾仙台塩釜港、重要港湾石巻港、地方港湾松島港の3港の港湾区域を統合し、平成24年10月に新たな国際拠点港湾仙台塩釜港として指定された。

平成22年における港湾取扱貨物量は東北地方の港湾の中で最も多く、外貿1,285万トン（うち外貿コンテナ202万トン）、内貿2,661万トン（うちフェリー841万トン）、合計3,946万トンとなっている。

今日の仙台塩釜港は、東北地方の政治・経済・文化の中心である仙台都市圏を背後に擁し、北米西岸／東南アジア航路や中国・韓国航路のコンテナ船等が寄港するなど東北を代表する国際貿易港であるとともに、紙・パルプ工業、木材・木製品製造業、飼肥料製造業等を中心とする産業を背後に控え、原材料の輸入基地として、これら背後地域の産業活動を支えている工業港でもある。さらに、日本三景「特別名勝松島」を擁する観光拠点港でもあり東北地方の産業・経済・観光を支える重要な役割を担っている。

このような仙台塩釜港を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

北米西岸への最短海上ルートを持つ地理的特性を活かした米国との海上貿易の進展や中国をはじめ東南アジア地域の経済交流連携や国際分業の進展等に伴い、今後、これらの地域とのさらなる交易の増大が期待されている。

また、本港の背後圏では、自動車関連産業を中心に新たな企業立地が相次いで決まるなど、産業集積が活性化し、完成自動車や自動車等のユ

ユニット貨物の増大に伴う自動車運搬船やRORO船による輸送需要が高まっており、用地の拡張等による内貿機能の強化や増大するユニット貨物とバルク貨物との混在解消を図るため既存埠頭の再編・集約化が求められている。また、チップ船や石炭船等のバルク貨物船についても、世界的な傾向と同様に船舶の大型化が進んでおり、本港背後に立地する企業の産業競争力を支えるため、物流の効率化や低コストを目的とした機能強化が求められている。

さらに、東アジア地区の著しい経済成長により東北を訪れる外国人観光客や観光資源の連携による国内からの観光客も増加している。このため、外内航クルーズ船の受け入れや市民との交流による地域振興を促進するため、クルーズ船の受け入れを拡充するとともに、広域観光拠点「日本三景松島」への海上輸送網の強化が求められている。

一方、市民の暮らしや価値観が多様化するなか、地域住民が海や自然とふれあうための親水性の高い賑わい空間・交流空間の創出や歴史的遺産である貞山運河の再生が求められている。

さらに、東日本太平洋沖地震においても、港湾が物資供給基地及び物流拠点としての機能を果たしており、大規模な地震やこれによる津波等に備えて、離島を含めた住民の暮らしの安全・安心を確保するため、早期に大規模地震対策を充実・強化する必要がある。

また、既存施設について、利用実態を見極め計画的な施設の更新・再編と適切かつ効率的な維持管理を進めていくことが求められている。

2 計画の基本方針

仙台塩釜港は、従来の仙台塩釜港、石巻港、松島港の3港が一体となり、東北の産業の競争力を高め、産業・雇用・暮らしを守り発展させることを目指して、「東北をけん引する中核的国際拠点港湾」を実現するため、平成30年代後半を目標年次として、以下の方針のもと、港湾計画を改訂する。

(1) 【物流・産業】港湾機能の再編・集約化による物流機能の強化

- ① 外・内貿コンテナ貨物の増加及びコンテナ船の大型化に対応するため、外・内貿コンテナ貨物の取扱機能の強化及びターミナルの拡張を図る。
- ② 増加する自動車関連貨物等の外・内貿ユニット貨物に対応するため、埠頭用地の拡張とともに、取扱貨物の利用再編によりバルク貨物との混在を解消し、外・内貿ユニット貨物の取扱機能の強化を図る。
- ③ 背後基幹産業の競争力を強化するため、港内の静穏度の向上を図り、安全で効率的な荷役を確保するとともに、バルク船の大型化に対応した物流機能の強化を図る。
- ④ 既存埠頭の再編・集約化により、バルク貨物の取扱機能の強化を図る。
- ⑤ 港湾と背後地域との連絡強化を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。

(2) 【交流・観光】港湾観光拠点機能の強化

- ① 外・内航クルーズ船の受け入れを拡充するとともに、海上ネットワーク機能を強化し、広域観光拠点「日本三景松島」への海上輸送網の充実を図る。
- ② 観光船及び離島生活航路の機能強化を図る。

- ③ 港湾利用の安全性の向上を図るため、港内に放置されているプレジャーボートの適切な収容を図る。

(3) 【環境】 港湾空間の特色を活かしたアメニティ空間の充実

- ① 快適な港湾環境を創造するため、地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出を図る。
- ② 浚渫土砂や災害廃棄物を適正に処分する海面処分場を確保し、これらの適切な処理・活用を図る。

(4) 【安全・安心】 防災基盤の拡充と大規模地震発生時の支援機能の強化

- ① 大規模地震発生時における広域的な物資の緊急輸送、住民の避難及び企業の経済活動に供するため、大規模地震対策の強化を図る。
- ② 海上防災基地機能の形成を図り、広域海上防災拠点としての機能強化を図る。
- ③ ポートサービス船及び漁船等の安全かつ効率的な利用を図るため、小型船だまりの再配置による機能の強化を図る。

以上の方針のもと、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

[仙台港区]

- ① なかの 中野地区及びこうよう 向洋地区は物流関連ゾーンとする。
- ② 中野地区の西側は、交流拠点ゾーンとする。
- ③ 中野南地区は、生産ゾーンとする。
- ④ さかえ 栄地区は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ⑤ みなとはま 湊浜地区は、環境保全ゾーンとする。
- ⑥ 向洋地区の南側は、緑地レクリエーションゾーン及び環境保全ゾーンとする。

⑦ 向洋地区の東側及び栄地区の東側は、船だまり関連ゾーンとする。

[塩釜港区]

① 貞山地区及び東宮地区は、物流関連ゾーンとする。

② 港地区は、交流拠点ゾーンとする。

③ 港地区の北側及び東宮地区の東側は、生産ゾーンとする。

④ 一本松地区及び代ヶ崎地区の東側は、エネルギー関連ゾーンとする。

⑤ 港地区の北側、中の島地区及び東宮地区の東側は、緑地レクリエーションゾーンとする。

⑥ 港貞山地区、東宮地区の西側及び北側、代ヶ崎地区の北側、吉田・花渚浜地区、石浜地区及び双観山地区は、船だまり関連ゾーンとする。

[石巻港区]

① 雲雀野地区中央部及び釜地区中央部は、物流関連ゾーンとする。

② 雲雀野地区中央部、釜地区の東部及び西部は、生産ゾーンとする。

③ 雲雀野地区東部から内港地区及び雲雀野地区西部は緑地レクリエーションゾーンとする。

④ 大曲地区及び釜地区東部は、船だまり関連ゾーンとする。

[松島港区]

① 海岸前地区は、交流拠点ゾーンとする。

② 浪打浜地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。

③ 東浜地区は、船だまり関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成30年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	1,940万トン (300万トン(19万TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	3,660万トン (930万トン)
	合 計	5,600万トン
船舶乗降旅客数等		305万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共埠頭計画

1-1 仙台港区

1-1-1 向洋地区

(1) 外貿コンテナ埠頭

外貿コンテナ貨物需要の増大とコンテナ船の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 15 m～ 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)
[既定計画] TC3

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 330 m (コンテナ船用)
(既設) TC2

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 310 m (うち 270 m 既設)
(コンテナ船用) [既設の変更計画] TC1

埠頭用地 56 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 26 ha 既設、6 ha 工事中) [既定計画]

既設

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 270 m (コンテナ船用)

埠頭用地 24 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

1-2 塩釜港区

1-2-1 貞山地区

農水産品、鋼材等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 1 6 0 m [既定計画] T-5

埠頭用地 2 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既定計画]

なお、これに伴い、水深 6.5 m ドルフィン 1 バース(専用)を撤去する。

1-2-2 東宮地区

鉱産品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 9 0 m [既定計画] TG-3

埠頭用地 1 h a (荷捌施設用地) [既定計画]

1-3 石巻港区

1-3-1 雲雀野地区

農水産品、原木等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 3 2 0 m [既定計画の変更計画]

HC-3

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m [既定計画] HK-2

既定計画

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 2 8 0 m

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

埠頭用地 5 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 フェリー埠頭計画

2-1 仙台港区

2-1-1 中野地区

以下の施設を廃止する。

既設

水深 8 m 岸壁 1 バース 延長 238 m

3 旅客船埠頭計画

3-1 塩釜港区

3-1-1 港地区

観光船及び離島への連絡等のため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

小型栈橋 4 基 (公共) [既定計画]

物揚場 水深 4 m 延長 140 m (公共) [既定計画]

埠頭用地 1 ha (旅客施設用地) [既定計画]

4 危険物取扱施設計画

4-1 仙台港区

4-1-1 栄地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 7.5 m ドルフィン 1 バース (専用) [既定計画] TOSE3

4-2 塩釜港区

4-2-1 一本松地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 7.5 m ドルフィン 1 バース (専用) [新規計画]

5 専用埠頭計画

5-1 塩釜港区

5-1-1 港貞山地区

巡視船の係留に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 7 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既定計画] MN-1

5-2 石巻港区

5-2-1 釜地区

化学工業品等を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 延長 780 m [既定計画]

水深 6 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

6 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

6-1 航路

6-1-1 塩釜港区

外港地区 外港航路 水深9m 幅員160～250m
(うち100m工事中) [既定計画]

6-1-2 石巻港区

雲雀野地区 外港航路 水深14m 幅員350m [既定計画]
釜地区 釜航路 水深11m 幅員200～310m
[既定計画]

なお、これに伴い東突堤50mを撤去する。

6-2 泊地

6-2-1 仙台港区

向洋地区 水深15m～ 面積1ha [既定計画]
中野地区 水深14m 面積2ha [既定計画]

なお、これに伴い、A防波堤20mを撤去する。

栄地区 水深7.5m 面積1ha [既定計画]
水深5m [既定計画の変更計画]

(既定計画
栄地区 航路・泊地 水深5m)

6-2-2 塩釜港区

港地区	水深 6 m	面積 7 h a	[既定計画の変更計画]
港貞山地区	水深 7 m	面積 1 h a	[既定計画]
貞山地区	水深 9 m	面積 1 h a	[既定計画]
一本松地区	水深 7.5 m	面積 1 h a	[新規計画]
東宮地区	水深 5.5 m	面積 4 h a	[既定計画の変更計画]

既定計画

港地区	泊地	水深 6 m	面積 1 h a
	航路・泊地	水深 6 m	面積 7 h a
東宮地区	泊地	水深 5.5 m	面積 1 h a
	航路・泊地	水深 5.5 m	面積 4 h a

6-2-3 石巻港区

雲雀野地区	水深 1.4 m	面積 2 h a	[既定計画の変更計画]
	水深 1.2 m	面積 1 h a	[既定計画]
釜地区	水深 1.1 m	面積 2 h a	[既定計画]
	水深 7.5 m	面積 1.9 h a	[既定計画]

既定計画

雲雀野地区	水深 1.4 m	面積 2 h a
-------	----------	----------

6-3 航路・泊地

6-3-1 仙台港区

向洋地区	水深 1.5 m～	面積 3 h a	[既定計画]
中野地区	水深 1.4 m	面積 5 h a	[既定計画]

6-3-2 塩釜港区

港貞山地区 水深7 m 面積4 h a [既定計画]

貞山地区 水深9 m 面積5 h a [既定計画]

一本松地区 水深7.5 m 面積1 h a [新規計画]

水深6.5 m 面積9 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
一本松地区 水深6.5 m 面積9 h a

6-3-3 石巻港区

雲雀野地区 水深1.4 m 面積6.5 h a [既定計画の変更計画]

なお、これに伴い、防波堤（波除）180 mを撤去する。

釜地区 水深1.1 m 面積4.2 h a [既定計画]

既定計画
雲雀野地区 水深1.4 m 面積6.4 h a

7 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

7-1 防波堤

7-1-1 石巻港区

雲雀野地区 南防波堤 延長2,530 m

(うち1,840 m既設) [既定計画]

西防波堤 延長700 m (うち600 m既設)

[既定計画]

8 小型船だまり計画

8-1 仙台港区

8-1-1 向洋地区

漁船の収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

向洋船だまり

防波堤 延長 1 6 0 m [既定計画]

物揚場 水深 3 m 延長 3 2 5 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画]

8-1-2 栄地区

官公庁船、ポートサービス船等の収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

栄船だまり

防波堤 延長 3 2 0 m [既定計画]

岸壁 水深 5 m 延長 3 5 5 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画]

なお、これに伴い、北防波堤 6 0 m を撤去する。

8-2 塩釜港区

8-2-1 中の島地区

物揚場 水深 1. 5 m 延長 5 3 8 m [既定計画]

8-2-2 東宮地区

東宮船だまり

航路 水深 3 m 幅員 3 0 m [既定計画]

泊地 水深 3 m 面積 6 h a [既定計画]

防波堤 延長 3 0 0 m [既定計画]

小型栈橋 7 基 [既定計画]

物揚場 水深 3 m 延長 2 0 m [既定計画]

船揚場 延長 1 0 m [既定計画]

埠頭用地 2 h a [既定計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設
船揚場 延長 3 1 m

8-2-3 代ヶ崎地区

谷地船だまり

物揚場 水深 1.5 m 延長 7 2 m [既定計画]

なお、これに伴い、船揚場 7 0 m を撤去する。

8-3 石巻港区

8-3-1 釜地区

作業船及びプレジャーボートの適正な係留・保管のための小型船だまりを次のとおり計画する。

潮見船だまり

防波堤(分離) 延長 1 4 0 m [既定計画]

小型栈橋 4 基 [既定計画]

埠頭用地 1 h a (既設)

なお、これに伴い、水面貯木場の防波堤(分離) 3 0 m を撤去する。

西浜船だまり

岸壁 水深 4.5 m 延長 3 5 0 m (専用) [既定計画]

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

9-1 道路

9-1-1 仙台港区

臨港道路南海岸線 [既定計画]

起点 臨港道路南幹線 終点 向洋船だまり 2～4車線

臨港道路湊浜線 [既定計画]

起点 町道パシフィックライン 終点 栄船だまり 2車線

9-1-2 塩釜港区

臨港道路小友線 [既定計画]

起点 県道塩釜七ヶ浜多賀城線 終点 東宮船だまり 2車線

9-1-3 石巻港区

臨港道路西海岸線

(区間A) 起点 臨港道路東海岸線

終点 西浜港湾関連用地 4車線 [既定計画]

(区間B) 起点 西浜港湾関連用地

終点 西浜工業用地 4車線 (既設)

(区間C) 起点 西浜工業用地

終点 国道45号 4車線 [既定計画]

臨港道路雲雀野中央線

(区間A) 起点 臨港道路東海岸線

終点 雲雀野中央埠頭 4車線 (既設)

(区間B)起点 雲雀野中央埠頭

終点 雲雀野南埠頭 4車線 [既定計画]

臨港道路雲雀野西緑地線 [既定計画]

起点 臨港道路東海岸線

終点 雲雀野西緑地 2車線

臨港道路雲雀野東線 [既定計画]

起点 雲雀野南埠頭

終点 臨港道路東海岸線 2車線

臨港道路雲雀野東西線 [既定計画]

起点 臨港道路雲雀野中央線

終点 臨港道路雲雀野東線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びに主要な廃棄物処理施設について、以下のとおり計画する。

1-1 仙台港区

(1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等合計310万m³について、次の廃棄物埋立護岸により埋立処分する。

向洋地区 海面処分・活用用地 19ha [既定計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、港湾関連用地17ha、交通機能用地2haとして土地利用を図る。

1-2 石巻港区

(1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂、陸上残土等合計190万m³について、次の廃棄物埋立護岸により埋立処分する。

雲雀野地区 海面処分・活用用地 20ha

(うち10ha 工事中) [既定計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については埠頭用地10ha、港湾関連用地4ha、交通機能用地1ha、緑地5haとして土地利用を図る。

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

2-1 仙台港区

市街地からの景観に配慮するための緑地を次のとおり計画する。

中野南地区 緑地 7 h a [既定計画]

中野地区 緑地 1 h a [既定計画]

2-2 石巻港区

(1) 本港の緑や景観のシンボルとするとともに、災害時には救援・復旧活動の拠点となりうる空間を確保するため、緑地を次のとおり計画する。

雲雀野地区 緑地 14 h a [既定計画]

(2) 修景緑地の性格も有しつつ、魅力ある親水空間を創出し、来訪者が集い・賑わうための緑地を次のとおり計画する。

雲雀野地区 緑地 10 h a [既定計画]

(3) 周辺からの景観に配慮し、修景のための緑地を次のとおり計画する。

釜地区 緑地 3 h a [既定計画]

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

地区名		埠頭地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
仙台港区	向洋	(21) 21	(17) 17			(4) 4			(42) 42
	中野	(2) 2							(2) 2
	栄	(1) 1							(1) 1
	計	(23) 23	(17) 17			(4) 4			(45) 45
塩釜港区	港	(1) 1							(1) 1
	貞山	(1) 1							(1) 1
	東宮	(2) 2							(2) 2
	計	(3) 3							(3) 3
石巻港区	雲雀野							(10) 10	(10) 10
	釜	(2) 2	(1) 1		(2) 2				(4) 4
	計	(2) 2	(1) 1		(2) 2			(10) 10	(14) 14
合計		(28) 28	(18) 18		(2) 2	(4) 4		(10) 10	(62) 62

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：h a

地区名		埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
仙台港区	向洋	(57) 57	(17) 17			(8) 8		(10) 10	(92) 92
	中野	(60) 60	(58) 58	(8) 8		(24) 24		(11) 11	(162) 162
	中野南	(1) 1			(187) 187	(11) 11		(7) 7	(205) 205
	栄	(1) 1	(7) 7		(212) 212	(6) 6			(225) 225
	湊浜					(1) 1		7	(1) 7
	計	(118) 118	(83) 83	(8) 8	(399) 399	(48) 48		(28) 35	(684) 691
塩釜港区	港	(3) 3	(5) 5		(10) 10	(3) 3		(4) 4	(24) 25
	港貞山	(5) 5	(1) 1		(1) 1	(1) 1			(7) 7
	貞山	(12) 12	(6) 6			(1) 1			(19) 19
	中の島	(1) 1						(2) 2	(3) 3
	一本松					(5) 5	(22) 22	(4) 4	(31) 31
	東宮	(7) 7			(14) 14	(7) 7		(2) 2	(30) 30
	代ヶ崎	(1) 1			(35) 35				(36) 36
	吉田・ 花淵浜	(1) 1				(1) 1			(1) 1
	計	(29) 29	(11) 11		(60) 60	(16) 16	(22) 22	(11) 12	(150) 150
石巻港区	雲雀野	(45) 45	(4) 4		(87) 87	(12) 12		(24) 24	(172) 172
	釜	(38) 38	(12) 12		(295) 295	(33) 33		(6) 6	(383) 383
	内港	(2) 2							(2) 2
	大曲	(1) 1							(1) 1
	計	(86) 86	(15) 15		(383) 383	(44) 44		(30) 30	(557) 557
合計	(233) 233	(109) 109	(8) 8	(841) 841	(109) 109	(22) 22	(70) 77	(1,392) 1,399	

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

仙台塩釜港の利用状況を踏まえるとともに、港湾運営検討会等により「港湾運営の合理化・効率化」、「サービス向上」などに向けた港湾運営を検討し、港湾利用者等の了解を得た段階において、港湾運営会社設立に向けた取り組みを進める。

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画している施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

1-1 仙台港区

向洋地区

泊地	水深 1.5 m ~	面積 1 ha	[既定計画]
航路・泊地	水深 1.5 m ~	面積 3 ha	[既定計画]
岸壁 1 バース	水深 1.5 m ~	延長 350 m	(コンテナ船用) [既定計画] TC3
岸壁 1 バース	水深 1.2 m	延長 310 m	(うち 270 m 既設) (コンテナ船用) [既設の変更計画] TC1
臨港道路南海岸線 [既定計画]			

起点 臨港道路南幹線 終点 向洋船だまり 2 ~ 4 車線

中野地区

泊地	水深 1.4 m	面積 2 ha	[既定計画]
泊地・航路	水深 1.4 m	面積 5 ha	[既定計画]

1-2 石巻港区

雲雀野地区

外港航路	水深 1.4 m	幅員 350 m	[既定計画]
泊地	水深 1.4 m	面積 2 ha	[既定計画の変更計画]
	水深 1.2 m	面積 1 ha	[既定計画]

航路・泊地 水深14m 面積65ha [既定計画の変更計画]

なお、これに伴い、防波堤（波除）180mを撤去する。

南防波堤 延長2,530m（うち1,840m既設）[既定計画]

岸壁1バース 水深14m 延長320m

[既定計画の変更計画] HC-3

岸壁1バース 水深12m 延長240m [既定計画] HK-2

臨港道路西海岸線(区間A) [既定計画]

起点 臨港道路東海岸線 終点 西浜港湾関連用地 4車線

2 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

2-1 塩釜港区

港地区

水深4m 物揚場 延長140m [既定計画]

貞山地区

水深9m 岸壁1バース 延長160m [既定計画] T-5

2-2 石巻港区

雲雀野地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m [既定計画の変更計画]

HK-2

(既定計画
水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m)

3 港湾の再開発

本港の既存施設の有効な利用が図られるよう、港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

塩釜港区

港地区においては、土地利用の見直しが必要であることから、「利用形態の見直しの必要な区域」を設定する。

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 放置等禁止区域の指定

仙台塩釜港（塩釜港区）において、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるよう、以下の通り、放置等禁止区域が定められている。

・ 放置等禁止区域の範囲

要害地区、追の浜地区、東宮浜地区、代ヶ崎谷地地区、代ヶ崎清水浜地区、吉田花洲浜地区